

証券コード：4536
平成21年6月2日

株主各位

大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号
参天製薬株式会社
代表取締役社長兼CEO 黒川 明

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ平成21年6月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）より同日午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号
当社本社ビル5階 センチュリーホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第97期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第97期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 取締役に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件
- 第6号議案 執行役員に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

15頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.santen.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、資本効率の向上、企業価値増大に寄与する研究開発投資や今後の成長戦略の展開に備えた内部留保等を考慮しつつ、業績に基づく適正な配当を実施してまいります。また、自己株式の取得・消却につきましても適宜検討してまいります。

とりわけ、株主の皆様への配当を継続的かつ安定的に行うために、配当性向と自己資本^(注)当期純利益率 (ROE) を掛け合わせた数値である自己資本^(注)配当率 (DOE) を配当指標として採用しています。当社としましては、配当による株主還元と資本効率の向上の両方を考慮しながら、2006-2010年度中期経営計画ではDOE 5%を目標としています。

当期の期末配当

当期の期末配当は、以下のとおりといたしたく存じます。

なお、この期末配当をご承認頂きますと、当期のDOEは5.4%となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金40円 総額3,400,897,360円

なお、中間配当金 (1株につき40円) を含めました1株当たりの年間配当金は80円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月25日

(注) 自己資本は、株主資本および評価・換算差額等の合計額です。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が、平成21年1月5日に施行され、上場株式が一齐に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」)から、これに対応するために株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります(変更案附則第1条および第2条)。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第7条(株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条(条文省略)</p> <p><u>第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p><u>第10条(単元未満株式についての権利)</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>第11条(条文省略)</p> <p>第12条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p>[削除]</p> <p>第7条(現行どおり)</p> <p>第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>[削除]</p> <p>第9条(単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>第10条(現行どおり)</p> <p>第11条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第13条～第40条（条文省略）</p> <p style="text-align: right;">[新設] [新設]</p> <p style="text-align: right;">[新設]</p>	<p>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第12条～第39条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第1条</p> <p><u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条</p> <p><u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

は新任候補者であります。

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
1	もり た か かず 森 田 隆 和 (昭和20年2月10日生)	昭和55年4月 当社入社 昭和55年11月 社長室長 昭和56年7月 取締役 昭和58年7月 常務取締役 昭和62年7月 専務取締役 平成2年10月 代表取締役社長 平成14年5月 サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長 平成17年9月 参天製薬(中国)有限公司董事長(現任) 平成18年6月 代表取締役会長兼CEO 平成20年6月 代表取締役会長(現任) (他の法人等の代表状況) 参天製薬(中国)有限公司董事長	133,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
2	くろかわ あきら 黒川 明 (昭和27年9月5日生)	昭和52年4月 当社入社 平成9年4月 医薬事業部長室長 平成9年6月 取締役 平成10年6月 医薬事業部副事業部長 平成13年5月 医薬事業部長 平成13年6月 執行役員 平成16年7月 常務執行役員 平成18年6月 代表取締役社長兼COO 平成20年6月 サンテン・ホールディングス・ユーエ ス・インク取締役社長(現任) 平成20年6月 代表取締役社長兼CEO(現任) (他の法人等の代表状況) サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締 役社長	14,000株
3	みた まさ ひろ 三田 昌宏 (昭和24年11月13日生)	昭和55年4月 当社入社 昭和56年4月 マーケティング室長 昭和58年7月 取締役 平成7年6月 常務取締役(現任) 平成13年5月 経営全般、薬制・渉外担当 平成16年1月 経営全般、社会・環境・薬制担当 平成17年7月 経営全般、薬制担当(現任)	234,000株
4	むらまつ いさお 村松 勲 (昭和14年8月14日生)	昭和59年1月 ファイザー株式会社取締役 第二営業部長 平成3年7月 ブリストルマイヤーズ・スクイブ株式 会社代表取締役副社長 医薬品事業担当 平成4年12月 スミスクライン・ピーチャム製薬株式 会社代表取締役社長 平成13年4月 グラクソ・スミスクライン株式会社取締 役相談役 平成14年4月 有限会社パインクレスト(現 株式会 社パインクレスト) 代表取締役 (現任) 平成17年6月 当社社外取締役(現任) 平成19年6月 そーせいグループ株式会社社外取締役 (現任) (他の法人等の代表状況) 株式会社パインクレスト代表取締役	株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
5	こたにのぼる 古谷昇 (昭和31年11月13日生)	平成12年6月 株式会社ドリームインキュベータ代表取締役 平成17年4月 有限会社ビークル代表取締役(現任) 平成17年6月 当社社外取締役(現任) 平成17年6月 コンビ株式会社社外取締役(現任) 平成18年12月 株式会社ジェイアイエヌ社外取締役(現任) (他の法人等の代表状況) 有限会社ビークル代表取締役	株
6	はまもと たつ ひこ 濱本龍彦 (昭和15年9月9日生)	平成7年6月 川崎製鉄株式会社常勤監査役 平成10年6月 カリフォルニア・スチール社取締役会長 平成18年5月 株式会社ダイエー社外監査役 平成19年1月 株式会社ジャパンジョブポストティングサービス社外監査役(現任) 平成20年6月 当社社外取締役(現任)	株
7	にし はた とし あき 西畑利明 (昭和23年11月4日生)	平成2年8月 アップジョンファーマシューティカルズリミテッド筑波総合研究所製剤研究部長 平成8年3月 当社入社 平成11年6月 執行役員 平成13年4月 品質保証・環境監査本部長兼研究開発戦略統括部長 平成14年12月 研究開発本部長(現任) 平成16年7月 常務執行役員(現任)	11,500株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち村松 勲、古谷 昇、濱本龍彦の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役との責任限定契約について
(1) 社外取締役候補者の選任理由

村松 勲氏につきましては、製薬業界において、長年に渡り経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって4年間であります。
古谷 昇氏につきましては、経営コンサルタントとしての企業経営に関する幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって4年間あります。

濱本龍彦氏につきましては、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって1年間であります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性を確保するために、現行定款第28条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である村松 勲、古谷 昇および濱本龍彦の各氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続することを予定しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本年定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任されます和賀克公氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

和賀克公氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
わ が かつ ひろ 和 賀 克 公	平成9年6月 取締役（現任）

第5号議案 取締役に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件
会社法第238条等の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任することおよび会社法第361条の規定に従って、金銭でない報酬として当社取締役に対し割当てる新株予約権の内容につき、ご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の取締役の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものであります。

2. 新株予約権の内容等

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者
当社の取締役（社外取締役を除く。）
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式98,800株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式数は100株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{無償割当、分割または併合の比率}$$

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うことができるものとする。

- (3) 発行する新株予約権の総数
988個を本年定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。
- (4) 新株予約権の払込金額
本年定時株主総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償（新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないもの）とする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に2.(2)に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。
行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げ。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とする。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格 = 調整前行使価格 × 1 / 無償割当、分割または併合の比率

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成23年6月27日から平成31年6月24日まで

(7) 新株予約権の行使条件

権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。

新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。

その他の細目については、本年定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記2.(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社取締役会が別途決定する日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第6号議案 執行役員に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第238条等の規定に基づき、以下の要領で当社執行役員に対して新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の執行役員の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の執行役員が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものであります。

2. 新株予約権の内容等

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の執行役員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式69,600株を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる普通株式数は100株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割または併合の比率

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

696個を本年定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(4) 新株予約権の払込金額

本年定時株主総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償（新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないもの）とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に2.(2)に定める新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1 円未満の端数は切り上げ。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とする。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格 = 調整前行使価格 × 1 / 無償割当、分割または併合の比率

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成23年6月27日から平成31年6月24日まで

(7) 新株予約権の行使条件

権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。

新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。その他の細目については、本年定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記2.(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社取締役会が別途決定する日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上

【議決権の行使等についてのご案内】

1. 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
3. インターネットによる議決権行使のご案内
インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。
なお、当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(1) 議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止させていただきます。）。

「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイヤーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

インターネットによる議決権行使は、平成21年6月23日（火曜日）の午後5時30分まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となりますのでご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

4. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会におけるインターネット等による議決権行使の方法として、上記3のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市東淀川区下新庄三丁目 9 番19号

当社本社ビル5階 センチュリーホール

阪急千里線下新庄駅徒歩5分
市バス東淀川郵便局前徒歩5分

